

●担い手との意見交換実施状況（令和２年度）

令和３年４月
（公財）三重県農林水産支援センター

農地中間管理事業に係る農業者等との意見交換については、県、市町、JA等の協力を得ながら、担い手を対象として県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」とともに、当センター（機構）が地域に出向き、事業活用の説明・啓発と併せて、事業の円滑な実施に向けた課題や要望等について意見交換等を実施しました。

また、連携協定に基づいて担い手農業者（農業法人会、稲作経営者会議、指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、担い手ネットワークの各代表者）との意見交換会を開催するとともに、役員会等の場に参加し、意見交換や情報交換を実施しました。

*令和２年度実施状況

期間	開催回数	備 考
周年	171回	・各地域の担い手（集落や個別）との意見交換含む ・代表的な意見交換の概要は別紙のとおり

担い手農業者との意見交換（結果概要）

開催日	参加者	主な意見	令和2年度の改善点や対応
令和2年 5月29日	三重県指導農業士 連絡協議会第1回 理事会 役員、県、機構 参加者数：25名	<ul style="list-style-type: none"> ・平地では、担い手への農地集積が一定進んでいるが中山間地域においては、担い手不足や獣害等により耕作条件が劣ることから担い手への集積が進まず課題となっている。 ・茶園や果樹では実態として担い手が借りているのに口約束のため担い手の集積率に計上されていないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が不足している中山間地域に対して、他地域からの担い手の参入に向けたマッチングの支援を行いました。また、農地中間管理事業に取り組む集落では農地の条件整備に向けた国の補助制度が活用しやすいため、県や市町と連携して制度活用に向けた地域の話し合いを進める支援をしています。 ・令和2年度にコロナ対策の高収益作物次期作支援交付金制度が創設されたことを受け、その活用に向けて関係機関とともに周知を行い、口約束から正式な貸借契約への切替に繋げることができました。
令和2年 10月20日	担い手農業者(指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、担い手ネットワーク、農業法人会、稲作経営者会議の各代表者)、農業会議、農政局、県、機構 参加者数：23名	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者が死亡すると相続人を探索して契約手続きを進める必要があるが、相続人が不明の場合は手続きが進まず、結果として担い手への集積に支障を生じた例がある。今後も増えると思われるので対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が不明で農地が借りられないという事例が全国的にも課題となっていることから法律が改正され、相続人が全員わからなくても農地中間管理事業で農地を借り入れることができるようになりました。本県でも担い手の借入要望がある所有者不明農地について、県や市町と連携して対応しています。